

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		特別児童扶養手当の全部若しくは一部を支給しないこと 又は一時差し止め及び資格の喪失
根拠条例・規則等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律
条 項		第 3 条・第 2 6 条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1308)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 3 条、第 5 第 2 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 1 1 条第 1 号、第 2 号および第 3 号、第 2 6 条</p> <p>上記に規定されている全ての関係法令から総合的に判断する。</p> <p>第 3 条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する(その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。</p> <p>2 前項の場合において、当該障害児を父及び母が監護するとき、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者(当該父及び母がいずれも当該障害児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児を介護する者)に支給するものとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、手当は、障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害児については、支給しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内に住所を有しないとき。</li> <li>2. 障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものを受けられることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</li> </ol> <p>4 第一項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあっては当該父母が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。</p> <p>第 5 条の 2 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p>
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		